



儲け話

SNS広告「簡単に儲かる」を鵜呑みにしない!!

SNS上で知り合った相手を簡単に信用しない!!

「簡単な作業をするだけで稼ぐことができる」などというSNS広告や、SNSで知り合った人からの勧めで高額な契約をし、儲かるどころか被害にあったという相談が寄せられています。うまい話を鵜呑みにせず、面識のない素性の知れない人を安易に信用しないようにしましょう。

事例1 SNSで「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」という広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材を購入した。すると事業者から電話があり、25万円のサポートプランを勧誘された。「お金がない」と断ると、消費者金融からの借金を勧められ、手持ちのお金と合わせて15万円を支払った。残りの10万円は今後発生する報酬から差し引かれることになったが、契約は全て口頭で書面等は受け取っていない。仕事の内容も広告とは違っており解約したい。

事例2 画像投稿のSNSで外国人女性と知り合い、無料通話アプリのIDを交換して頻繁に連絡をとり合うようになった。暗号資産への投資で儲けられると勧められ、指示されたアプリ内で暗号資産の取引をした。330万円送金し、利益が出たので引き出したいと女性に伝えたところ、税金や保証金として150万円を請求され支払った。その後返金されるどころか女性と連絡がとれなくなり、運営業者の連絡先も虚偽情報だったため、連絡のとりようがない。どうしたらよいかわからない。

- * 「SNS」登録した利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。インスタグラム、ライン、ツイッター、フェイスブックなど。
- * 「情報商材」副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されている情報



*** トラブルにあわないために ***

- インターネットやSNS、動画配信サイトなどでの「簡単に儲かる」「損はしない」「儲かるまでサポートする」などのうまい話を鵜呑みにしないようにしましょう。
- 高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったらきっぱり断りましょう。副業を始めるにあたり、「登録料」「手数料」などを請求されたら要注意です。
- 情報商材は購入するまで内容がわかりません。購入しても儲かるとは限りません。
- SNSなどで知り合った相手が本当に信用できる相手か慎重に判断しましょう。お金を支払ったとたん相手と連絡がとれなくなり、返金を求めることが困難になることがあります。
- 暗号資産交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。金融庁ウェブサイトを確認し、無登録業者とは取引しないでください。
- 暗号資産や投資について、リスクや取引、契約内容などについて十分に理解できない場合は、取引や契約をしないでください。
- 借金をしてまで契約をしないようにしましょう。作業を行っても全く儲からず、結局「借金」が残ってしまうことがほとんどです。

子どもの課金

ゲームやライブ配信で 保護者が知らないうちに子どもが課金！



事例1 小学生の子どもが、友達に「キャリア決済はお金がかからない」と教えられ、スマホでオンラインゲームに高額課金していた。

事例2 夫のクレジットカードに高額な請求があり、カード会社に問い合わせたらライブ配信アプリでの課金だった。中学生の娘が、以前教えてもらった夫のクレジットカード番号を使い、ライブ配信で1回1万円の投げ銭を何度もしたようだ。数カ月で100万円以上の請求があった。


- * 「キャリア決済」携帯電話会社のIDやパスワード等による認証で商品等を購入した代金を、携帯電話の利用料金等と合算して支払うことができる決済方法。携帯電話会社によって名称は異なる。
- * 「投げ銭」ライブ配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金機能。



***** トラブルにあわないために *****

- オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合いましょう。
- クレジットカードを使うことやキャリア決済は、お金を支払うことと同じであることを子どもに理解させましょう。
- クレジットカードやキャリア決済の暗証番号、アカウントのIDやパスワード等をしっかり管理しましょう。
- 保護者が子どもの課金を制限することができる「ペアレンタルコントロール」機能を活用しましょう。
- 保護者のアカウントで課金している場合、未成年者取消が認められないケースがあります。

消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

- ☎ **消費者ホットライン『188』** → 最寄りの消費生活センターにつながります。
(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)
- ☎ **上記時間外は警察相談専用電話『#9110』**へ (24時間対応) 

消費生活無料法律相談会開催日



- 10月5日(水) [午後1時30分から]
- 11月9日(水) [午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (庄内総合支庁 1階)
 《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)
 《電話番号》 0235-66-5451
 ※来庁の際は事前にご連絡ください (要予約)。



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452